日調連発第２８２号
平成２５年１２月１８日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

新たな政府共用自己署名証明書の確認及び登録について（お願い）

登記・供託オンライン申請システムにおける申請用総合ソフトのバージョンアップ等については、本月９日付け日調連発第277号をもってお知らせしたところでありますが、申請用総合ソフトを利用するに当たっては、政府共用認証局自己署名証明書（以下「証明書」という。）を登録しておく必要があります。当該証明書は、政府認証基盤を構成するアプリケーション認証局２システムへの暗号移行に伴い、新たな証明書が発行されており、バージョンアップ後の申請用総合ソフトを利用するには、新たな証明書を登録しておくことが必要であります。

また、新たな証明書が、パソコンに登録されていない場合、申請用総合ソフトに通信エラー等の事象が発生することがありますので、新たな証明書を登録するよう、貴会所属会員に周知いただきますようお願いします。

なお、新たな証明書の確認及び登録方法につきましては、次のURLに掲載されております。

http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/cautions/pdf/syoumeisho_koshin_131126116.pdf